

コスモス訪問看護ステーション 重 要 事 項 説 明 書

1. 当訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0575-22-2210

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. コスモス訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	コスモス訪問看護ステーション
所在地	関市若草通5丁目1番(中濃厚生病院内1階)
介護保険指定番号	2160290025
サービスを提供する地域	関市近郊 *地域については、下記参照

(2) 同事業所の職員体制

職 種	職 名		業 務 内 容	計
管 理 者	厚生連会長	1名	管理業務	1名
所 長	看護師	1名	管理・運営業務	1名
従 事 者	看護師	5名	看護業務	5名
	理学・作業療法士	1名(兼務)	リハビリ業務(AMのみ)	1名

(3) 営業時間

	通 常 時 間 帯 8:30~17:15	緊急時対応(希望者のみ) 24時間
平 日	○	○
土・日・祭日	×	○

*休業日 12月29日～1月3日

3. 提供するサービスの内容

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 病状の観察 | (4) 身体の保清・洗髪 |
| (2) カテーテルなどの交換・管理 | (5) リハビリテーション |
| (3) 体位交換、床ずれの予防・処置 | (6) 家族への介護指導 |

4. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

*リハビリは、20分の回数ごとにサービス提供加算が加算されます。

*状態によって看護師2人でのケアが必要である時加算します。

【支給限度額対象外】

サービス提供体制強化加算	60円	6円/1回
--------------	-----	-------

【退院時共同指導加算】

退院にあたり、介護指導及び医療的指導を行なったときに算定します。(退院時のみ)

退院時共同指導加算	6,000円	600円
-----------	--------	------

【初回訪問】

訪問看護の初回訪問(退院後・予防介護から介護保険に移項したとき・新規利用時など)

初回訪問加算 I	3,500円	350円
初回訪問加算 II	3,000円	300円

【看護体制強化加算】(予防介護を除く)【支給限度額対象】

算定要件に適合(緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算の実績あり)

看護体制強化加算	5,500円	550円/月
----------	--------	--------

【加算料金 -1ヶ月当たり- 1、緊急時加算】【区分支給限度額算定対象外】

1. 緊急時訪問看護加算	6,000円	600円/月
--------------	--------	--------

希望される方は、24時間いつでも連絡が取れる体制をとります。

(計画された訪問看護以外の訪問となります)。

【加算料金 -1ヶ月当たり- 2、特別管理加算】【区分支給限度額算定対象外】

2. 特別管理加算【I】 気管切開・気管カニューレ・留置カテーテル・ 胃瘻・在宅悪性腫瘍指導管理等	5,000円	500円/月
2. 特別管理加算【II】 深い褥瘡・在宅酸素・人工肛門・など	2,500円	250円/月

【営業時間外訪問について】

夜間・早朝	午前6時から午前8時 午後6時から午後10時	利用料金の1.25倍
深夜	午後10時から午前6時	利用料金の1.5倍

ターミナルケア加算	25,000円	2,500円
-----------	---------	--------

亡くなられた月に加算させていただきます。

【実費】(保険外請求、税込み)

1時間30分を超える訪問	1,000円/30分 (全額自費)
ご遺体のお世話	12,000円 (全額自費)

【交通費】(保険外請求、税込み)

通常の事業実施地域を越えた地点から(1回の訪問につき)

- ・ 5km未満 200円 ・ 5km以上10km未満 300円 ・ 10km以上15k未満 400円
- ・ 15km以上20km未満 500円 ・ 20km以上600円

【通常の実施地域】

- ・ 関市(下之保・中之保・富之保・上之保・武芸川・下白金・戸田・側島・保明・洞戸・板取地区は除く)管内
- ・ 美濃市(乙狩・大矢田・笠神・上野・神洞・片知・小倉・須原・曾代・立花・長瀬・保木脇・御手洗・前野・横越・藤生・河和地区は除く)管内
- ・ 富加町(加治田・夕田地区は除く)管内

【備考】

- ・ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 利用料の設定は、ご利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた項目を基準とします。
- ・ 物品(各種医療材料等)は、ご利用者の実費となります
- ・ その他
 - ① ご利用者の都合でキャンセルされる場合は、至急ご連絡ください。
遅くとも、当日朝8:20~8:30までにご連絡ください。
(連絡先 電話 0575-22-2210)
 - ② 料金のお支払い方法
毎月、月はじめに前月分の請求をいたしますので、月中旬までにお支払いください。お支払い方法は、訪問看護師に現金または、口座振替(めぐみの農業協同組合に限る)にてお支払いください。
 - ③ 交通事情・天候(台風・積雪・路面凍結など)による訪問の中止・変更
上記事情により、訪問を変更・中止させて頂く時は、訪問看護より連絡いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当訪問看護ステーション職員がお伺いいたします。訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。(利用にあたり、主治医の指示書が必要となり、書類代金が医療機関に発生します。)

(2) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当訪問看護ステーションが廃業した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

6. 当訪問看護ステーションの特徴等

運営の方針

- ① ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
- ② 比較的容体の重いかたにも対応できるよう、高度な知識と技術をもった経験豊富な看護師が適切な看護の提供を行います。

7. 緊急時の対応方法

訪問看護を実施中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡して適切な処置を行います。

主治医	医療機関名		氏名	
	連絡先			

当訪問看護ステーションは、24時間連絡体制をとっております。ただし、個人契約となっております。

*通常は訪問・営業時間外は、自宅待機制となっておりますステーション内に常駐しておりません。

通常連絡先 0575-22-2210 (ステーション直通)

連絡が取れる時間 8時30分から17時15分まで (平日のみ)

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当訪問看護ステーションご利用者の相談・苦情窓口

電話 0575-22-2210 担当：訪問看護所長

(2) その他

当訪問看護ステーション以外に、国保健康保険連合会事務局苦情・相談窓口、各市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます